

この規程は、公布の日から施行する。

0

山形県公葬

平成25年4月1日(月) 号 外(23)

目	次
\vdash	1/

企 業 巳 悶 侅

	正 耒 元	可以扩				
	規	程				
○山形県企業局職員の給与の支給に	- 関する規程の一部を	を改正する規程…				1
○山形県企業局組織規程の一部を改	(正する規程					2
○山形県企業局事務代決及び専決事	務に関する規程の-	一部を改正する規	└程			3
○山形県企業局電気事業関係電気工	工作物保安規程の一部	部を改正する規程	<u>.</u>			5
○山形県企業局就業規程の一部を改	(正する規程					7
○山形県企業管理者の職務を行なう						
○山形県企業局職員審査会規程の一						
○山形県企業局安全衛生委員会規程						
○山形県企業局業務管理規程の一部						
○山形県企業局職員の人事に関する	手続規程の一部を改	改正する規程⋯⋯				司
	企業局	弱関係				
	規	程				
	750	1				
山形県企業管理規程第5号	7.) - IP IP-2	u) 1848 ; u	- 3 % >			
山形県企業局職員の給与の支給に関	する規程の一部をは	女止する規程を次	のように定	める。		
平成25年4月1日			. r	+1\	* D H	
山形県企業局職員の給与の支給	·	山形県企業管理者 駅をおままる担知		松	喜 巳 男	
山形県企業局職員の給与の支給に関				5号)の-	一部を炉の上る1	~ 7kr
正する。	19 公及任 (中日4日29年	十 2 万 尔电双学未	目生风任为	J 77 V	明をひりより	_ ليلا
11. 9 · Ø o					_	
第2条の3第1項の表本局の項中	局長				を	
別 自然の も別す 又の 数月のあつ 又干	71322				\exists_{l}	
					-	
局長		に、				
参事						
課長		を				
課長						
室長		に改める。				
		<u>_</u>				
別表中「課長補佐」を「課長補佐又	(は室長補佐」に、「	主幹」を「室長、	主幹」に、	「局長」	を「局長又は参	[手]
に改める。						
附則						

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。 第4条の表中「財務担当」を「財務係」に改め、「、再生可能エネルギー活用推進担当」を削る。 第4条に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の中欄に掲げる課内室を置き、当該課内室に、同表の右欄に掲げる担当を置く。

課名	課內室名	係・担当名
公営事業課	再生可能エネルギー活用推進室	再生可能エネルギー活用推進担当

第8条に次の1項を加える。

- 2 公営事業課の分掌事務のうち前項第7号に掲げる事務は、再生可能エネルギー活用推進室で所掌する。 第11条の見出しを「(局長等)」に改め、同条第1項中「局長」を「局長及び参事」に改め、同条に次の1項を加 える。
- 3 参事は、管理者の命を受けて局の技術及び特定事項に関する事務を掌理し、管理者及び局長を補佐し、及び局 の事務を整理する。

第13条第2項中「課」を「課又は課内室」に、「主幹」を「室長、主幹」に、「専門員」を「室長補佐、専門員」に改

め、同条第3項の表中

課長

課長 上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

室長 上司の命を受けて課内室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

つて

課長 課長を補佐し、課の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあつて 補佐 は担当事務を処理する。

課長 課長を補佐し、課の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあつて 補佐 は担当事務を処理する。

室長 室長を補佐し、課内室の事務を整理し、及び担当事務を有する場合にあ

補佐一つては担当事務を処理する。

に改め、同条第4項中「審査

を

主査」を「審査専門員、審査主査」に改める。

新野川第一発電所 野川第二発電所 朝日川第一発電所 朝日川第二発電所

第15条の表中

大沢川発電所 肘折発電所 鶴子発電所 新野川第一発電所 野川第二発電所 朝日川第一発電所 朝日川第二発電所 県営太陽光発電所 大沢川発電所

大沢川発電所 肘折発電所 鶴子発電所 神室発電所

に改める。

に改

第16条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 発電所の建設に関すること(村山電気水道事務所及び最上電気水道事務所に限る。)。

第17条の表山形県企業局最上電気水道事務所の項中

	. Г	
施設管理担当	t	給水担当、施設管理
	<u> </u>	担当、建設担当

める。

第18条第2号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 発電所の建設に関すること(村山電気水道事務所及び最上電気水道事務所に限る。)。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「主務課長」を「参事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 参事にも事故があるときは、主務課長がその事務を代決する。

第4条第2項中「主幹が掌理する事務」を「課内室の室長及び主幹(以下「室長等」という。)が掌理する事務」 に、「主幹限り」を「室長等限り」に改め、同条第2項第1号中「主幹以外」を「室長等以外」に改める。

第5条第1項中「主務課長」を「参事」に改め、同条第2項中「総務企画課長」を「主務課長が、主務課長に事故があるときは、総務企画課長」に改める。

第6条第1項中「主幹」を「室長等」に、「次項」を「第3項」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 課内室の室長の専決事務については、課長及び課内室の室長にともに事故があるときは、室長補佐がその事務を代決する。

第8条中「局長」を「参事、局長」に改める。

別表第1人事・服務の項第1項中「局長及び課長」を「局長、参事及び課長」に改め、同表人事・服務の項第17

4 行政資産の目 \bigcirc 的外使用許可に (更新の 関すること。 場合に限 る。) 号を削り、同表財産管理の項中 を 5 行政資産の目 \bigcirc \bigcirc 的外使用の使用 (更新の 料の減免に関す 場合に限 ること。 る。)

Γ					
4 行政資産の目	0	0	0	0	
的外使用許可に		(更新の	(更新の	(更新の	
関すること。		場合に限	場合に限	場合に限	
		る。)	る。)	る。)	
5 行政資産の目	0	0	0	0	
的外使用の使用		(更新の	(更新の	(更新の	
料の減免に関す		場合に限	場合に限	場合に限	
ること。		る。)	る。)	る。)	

に改め、同表財務の項第6項中

「子ども手当」を「児童手当」に改め、同表財務の項中

8 用地の取得に	1件の予			1件の予		
				_		
関すること。	定金額が			定金額が		2
	7,000万円			2,000万円		<i>&</i>
	以内のも			以内のも		
	の			の		
8 用地の取得に	1件の予	1件の予	1件の予	1件の予		
				_		
関すること。	定金額が	定金額が	定金額が	定金額が) - 7/)
	7,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円		に改め、同表財務の項中
	以内のも	以内のも	以内のも	以内のも		
	0	の	0	の		
「 11 たな卸資産の				1件の処		
不用品の処分に						
				分金額が		を
関すること。				100万円以		
				内のもの		
「 11 たな卸資産の	0			1件の処		
	O					
不用品の処分に				分金額が		に改め、同表財務の項第12項中
関すること。				100万円以		
				内のもの		\rfloor_{\parallel}
「配当」を「配当又は	配当替え」	に改め、同	項第16号中	「発電施設	管理業務」	を「発電施設管理業務及びヘリコプ
ター運行業務」に改め				00万円」に		を「発電施設管理業務及びヘリコプ 第23号中「200万円」を「300万円」
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28	、同項第22	号中「2507	万円」を「3	00万円」に	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金	、同項第22) 敷金	号中「2507	5円」を「3	00万円」に	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関	、同項第22	号中「2507	万円」を「3	00万円」に	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金	、同項第22) 敷金	号中「2507	5円」を「3	00万円」に	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関	、同項第22) 敷金 1件の予	号中「2507 〇 1件の予	5円」を「3	00万円」に ○ 1件の予	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関	、同項第22) 敷金 1件の予 定金額が	号中「2507 〇 1件の予 定金額が	万円」を「3 〇 1件の予 定金額が	00万円」に ○ 1件の予 定金額が	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」を
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関	、同項第22) 敷金 1件の予 定金額が 100万円を	号中「2507	万円」を「3	00万円」に ○ 1件の予 定金額が 100万円以	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」を
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関	、同項第22)敷金 1件の予 定金額が 100万円を 超えるも	号中「2507	万円」を「3	00万円」に ○ 1件の予 定金額が 100万円以	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」を
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関 係費	、同項第22)敷金 1件の予 定金額が 100万円を 超えるも の	号中「2507	5円」を「3 1件の予 定金額が 100万円以 内のもの	00万円」に 〇 1件の予 定金額が 100万円以 内のもの	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」を
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関 係費 (30) 水利使用料 別表第2総務企画課	、同項第22)敷金 1件の予 定金額が 100万円を 超えるも の 〇	号中「2507	万円」を「3 1件の予 定金額が 100万円以 内のもの	00万円」に 〇 1件の予定金額が 100万円以 内のもの	改め、同項	第23号中「200万円」を「300万円」を を に改める。 中第1項を削り、第2項を第1項と
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関 係費	、同項第22)敷金 1件の予 定金額円を超えるもの の項職員の 中	号中「2507	万円」を「3 1件の予 定金額が 100万円以 内のもの すること。の 大料金 1	00万円」に 〇 1件の予定金額が 100万円以 内のもの	改め、同項 ○ 中事項の欄 見定による**	第23号中「200万円」を「300万円」を を に改める。 中第1項を削り、第2項を第1項と
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関 係費 (30) 水利使用料 別表第2総務企画課 し、同表公営事業課の	、同項第22)敷金 1件のか 100万名 の の項職員の 項中 集例	号中「2507	万円」を「3 1件の予 定金額が 100万円以 内のもの トること。 水料金 1 こと。	00万円」に	改め、同項 ○ 中事項の欄 見定による**	第23号中「200万円」を「300万円」を を に改める。 中第1項を削り、第2項を第1項と
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関 係費 (30) 水利使用料 別表第2総務企画課 し、同表公営事業課の	、同項第22)敷金 1件の予が 100万円 超える の 「四項職員の 中 「一条領域」 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第1	号中「2507 1 件の予 定金額が 100万円の 内のもの)任免に関す ジ県水道用ス 3条の規定に	万円」を「3 1件の予 定金額が 100万円の 内のもの 大ること。の 大料金 1 こと。 4	00万円」に	改め、同項 ○ 中事項の欄 見定による**	第23号中「200万円」を「300万円」を を に改める。 中第1項を削り、第2項を第1項と
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関 係費 (30) 水利使用料 別表第2総務企画課 し、同表公営事業課の 山形県水道用水料金 条例に関すること。	、同項第22)敷金 1件の額円 100万名 の 「可職員の 中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	号中「2507 1件の予 定金額以 内のもの)任免に関す ジ県水道用ス ジ県水道用ス 3条の規定に関する 3条の規定に関する 3条に関する	万円」を「3 1件の予 100万円の かること。 水料金 1 こと。 料 こと。 料 こと。	00万円」に	改め、同項 ○ 中事項の欄 見定による**	第23号中「200万円」を「300万円」を を に改める。 中第1項を削り、第2項を第1項と
ター運行業務」に改め に改め、同項中 (28 (28) 敷金 (29) 普及開発関 係費 (30) 水利使用料 別表第2総務企画課 し、同表公営事業課の	、同項第22)敷金 1件の額円を 100万名 の 項中 全 1 金 第 1 金 第 1 金 第 1 金 第 1 金 第 1 3 5 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	号中「2507 1 件の予 定金額が 100万円の 内のもの)任免に関す ジ県水道用ス 3条の規定に	万円」を「3 1件の額円 100万	00万円」に	改め、同項 ○ 中事項の欄 見定による**	第23号中「200万円」を「300万円」を を に改める。 中第1項を削り、第2項を第1項と

別表第3第3項を次のように改める。

- 3 山形県水道用水供給規程(昭和58年2月県企業管理規程第1号)に関することのうち次に掲げる事項
 - (1) 第5条の規定による給水の停止又は制限に関すること。
 - (2) 第8条の規定による受水施設の工事計画の協議に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成25年4月1日

山形県企業管理者 小

松

喜 巳 男

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正 する。

第6条第2項第1号の表中

村山電気水道事務所(制御機能に限る。)、新野川 第一発電所、野川第二発電所、白川発電所、横川 発電所、朝日川第一発電所、朝日川第二発電所、 課長 野川連絡送電線、朝日川連絡送電線、鶴岡電気水 本局公営事業課 課長補佐 道事務所(制御機能に限る。)、倉沢発電所、寿岡 発電所、蘇岡発電所、大沢川発電所、肘折発電所、 温海川発電所、鶴子発電所、寿岡連絡送電線及び 蘇岡連絡送電線

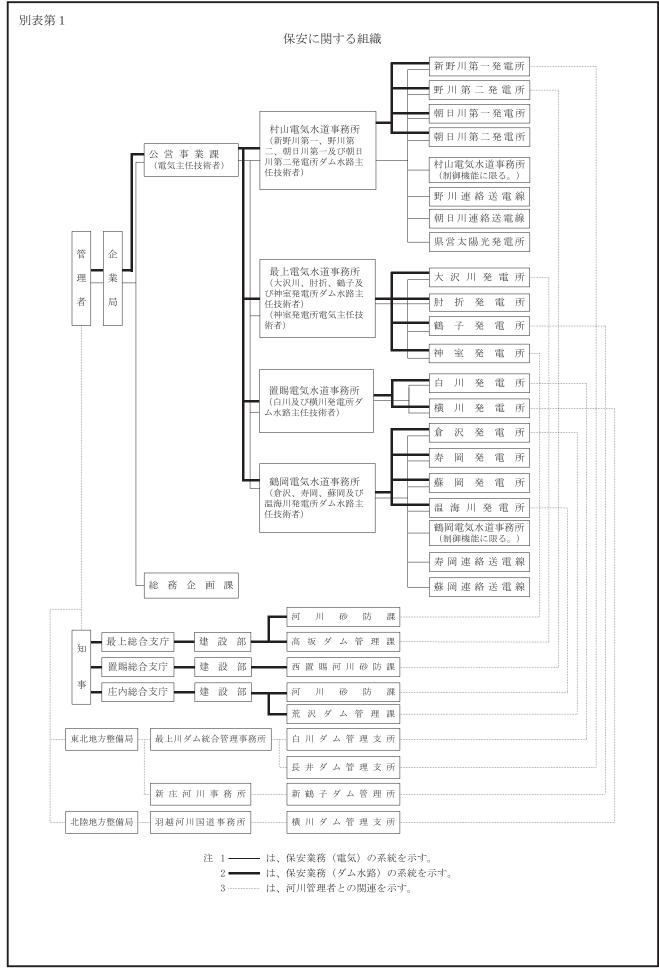
村山電気水道事務所(制御機能に限る。)、新野川 第一発電所、野川第二発電所、白川発電所、横川 発電所、朝日川第一発電所、朝日川第二発電所、 課長 野川連絡送電線、朝日川連絡送電線、鶴岡電気水 本局公営事業課 課長補佐 道事務所(制御機能に限る。)、倉沢発電所、寿岡 発電所、蘇岡発電所、大沢川発電所、肘折発電所、 温海川発電所、鶴子発電所、寿岡連絡送電線、蘇 岡連絡送電線及び県営太陽光発電所 最上電気水道事務所 | 主査以上 神室発電所 (建設)

に改め、同項第2号の

1 大沢川発電所 表中 最上電気水道事務所|主査以上 2 肘折発電所 を 3 鶴子発電所

1 大沢川発電所 2 肘折発電所 最上電気水道事務所 | 主査以上 に改める。 3 鶴子発電所 4 神室発電所(建設)

別表第1を次のように改める。



		設備別		視			· 検査	
別表第3中			機器設備	頻度	機器設備	項目		頻度
		水力 発電 設備	水路工作者	1回/月	ダム	外観点検漏水量測定		1回/年 2回/月
設備		 Х	≅視		点検	· 検査		
別	機器設備		頻度	機器設備	項	Ī	頻度	
水力	水路	工作物	1回/月	ダム	外観点検		1回/年	に改め、
発電設備					漏水量測定		3回/月	
変電	電気	 工作物	有人	主要変圧器	外部点検	1	1回/3年	' <u>'</u>]
設備		,, ,,	1回/月				. ,,	
			無人	主要遮断器	外部点検		1回/3年	を削除し、
			2回/月		測定試験		1回/3年	
					内部点検		1回/6年	
需要	電気	 工作物	1回/月	主要機器	外部点検		1回/2年	
設備					測定試験		1回/4年	,
				電路	測定試験		1回/2年	を
需要	電気	工作物	1回/月	主要機器	外部点検		1回/2年	
設備					測定試験		1回/4年	
				電路	測定試験		1回/2年	
太陽 光発	電気	工作物	1回/月	太陽電池アレイ	外観点検		1回/1年	に改める。
電設				パワーコン	外観点検		1回/1年	
備				ディショナ	測定試験		1回/1年	

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 別記様式第1号(裏)を次のように改める。 (裏)

注意 1 記載事項に異動があつたときは、直ちに書換えを受けること。

2 職員でなくなつたときは、必ず返還すること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定による職員証でこの規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による職員証とみなす。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程(昭和44年7月県企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「する」を「し、企業局長にも事故があるとき、又は企業局長も欠けたときは、企業局参事の職にある職員とする」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員審査会規程(昭和52年2月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「課長」を「参事及び課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第12号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程(昭和53年3月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「本局の課長」を「参事、本局の課長」に、「8名」を「9名」に改め、同項第2号中 「7名」を「9名」に改め、同条第4項中「事業の実施」を「企業局の事業の実施」に改める。

第4条第1項中「企業管理者」を「議長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局業務管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局業務管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局業務管理規程(平成20年8月県企業管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「主幹」を「室長等」に改め、同条中「主幹を」を「室長又は主幹(以下「室長等」という。) を」に、「主幹が」を「室長等が」に、「主幹に」を「室長等に」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第14号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程(平成22年4月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第36条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

様式第6号の注書第3項中「、課名」を「、課(室)名」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。